

広島県告示第七百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第二百六十六号		
所在地	広島県東広島市志和町別府地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	扇迫川（五二九隣）	土石流
	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	扇迫川（五二九隣）	土石流
	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因